

令和2年度 交通安全県民運動

自転車マナーアップ運動島根県実施要領

～ 子ども親も 自転車乗る時 ヘルメット ～
(令和2年度使用 交通安全年間スローガン)

運動の期間

令和2年5月1日(金)から同年5月31日(日)まで

運動の重点

- 1 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- 2 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行
- 3 中・高生を中心とした安全指導の徹底

マナーアップ集中強化期間

【集中強化期間】5月11日(月)から5月15日(金)までの5日間
【一斉行動日】5月18日(月)



令和元年度 島根県交通安全協会主催
交通安全ポスターコンクール入賞作品
廣瀬 倭さんの作品(出雲市立国富小学校4年)



令和元年度 島根県交通安全協会主催
交通安全ポスターコンクール入賞作品
濱 伊吹さんの作品(隠岐の島町立都万中学校2年)

～ 広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり ～

主唱 島根県交通安全対策協議会

運動の目的

この運動は、全国の自転車月間である5月に併せて、自転車利用時の正しい通行方法等を広く県民に周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止することを目的とする。

推進事項

推進主体	推進内容
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など「自転車安全利用五則」を遵守する。 ○ スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの運転、無灯火、右側通行及び傘差し運転行為などは交通違反であること、自己や他人に危険を及ぼすことを認識し、このような危険な運転をしない。 ○ 夕暮れ時に自転車を利用する際は、早めにライトを点灯するとともに、反射材を使用する。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めるとともに、「T Sマーク（保険付帯）」や自転車保険などの傷害・損害賠償保険に加入する。 ○ 点字ブロックの上やその付近での駐輪など通行を妨げる迷惑駐輪や自転車放置をしない。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族で自転車の正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為等について話し合い、交通ルールの遵守とマナーの実践を図る。 ○ 子供の体格や技量にあった自転車を使用させる。 ○ 幼児・児童（13歳未満の者）や高齢者が自転車を利用するときは、安全のため乗車用ヘルメットの着用を努める。 ○ 自転車事故が発生した場合の備えとして、自転車保険などの傷害・賠償責任保険に加入する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢に応じた自転車の正しい乗り方や乗車用ヘルメット着用効果を指導する交通安全教室を開催する。 ○ 地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導活動を推進する。 ○ 夕暮れ時に自転車で下校する生徒に対しては、早めのライト点灯や反射材の使用を指導する。 ○ 幼児・児童・生徒自らが危険を認識し、未然に事故防止が図れるよう事例などを活用した交通安全教育を実施する。
地域職場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の交通指導員、保護者等が一体となり、自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」による交通ルールの遵守とマナー徹底を呼びかける街頭指導を実施する。 ○ 朝礼や点呼等で自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践を指導する。 ○ 児童・生徒の模範となるよう大人自らが、自転車利用時の交通ルールを遵守する。
市町村警察 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は車両であることを再認識させることや「自転車安全利用五則」の周知、自転車シミュレーター等を活用した体験型講習会の開催などにより、交通ルールの遵守とマナーの実践の徹底を図る。 ○ 関係機関・団体などと連携し、中・高生を中心に、通学・通勤時間帯の街頭指導を強化して、自転車のマナーアップを図る。 ○ L E Dライト・反射材を備えた安全性の高い自転車の利用を促進する。 ○ 自転車の定期的な点検整備を励行し、「T Sマーク（保険付帯）」や自転車保険などの傷害・賠償責任保険への加入を促進する。

自転車安全利用五則

(平成19年7月交通対策本部決定)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



自転車運転者講習について

自転車運転者が、危険行為を3年以内に2回以上くり返すと、自転車運転者講習を受けることになります。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金となる場合があります。

(受講対象となる危険行為)

信号無視、一時停止違反、通行禁止違反、歩道通行や車道の右側通行、歩行者への妨害行為、交差点等での通行妨害、酒酔い運転、制動装置不良自転車の運転など14項目が規定されています。

TSマーク（保険付帯）

自転車安全整備士が点検、整備した普通自転車に貼付されるマークで、このマークには、傷害及び賠償責任保険が付加されています。死亡、重度後遺障害に対し、最高1億円の賠償責任保険金等が支払われます。

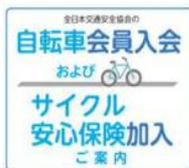
保険の有効期間はマークに記載された点検日から1年間で、TSマークの看板のある自転車安全整備店で取り扱っており、点検・整備費（最低1,200円程度）が必要となります。



【TSマーク】
(島根県では第二種・赤マークのみ取り扱い)



	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害(1~4級) 一律 100万円 ●入院加療15日以上 以上の傷害 一律 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害(1~7級) 限度額 1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ●入院加療15日以上 以上の傷害 一律 10万円



【サイクル安心保険】～自転車保険の例～
全日本交通安全協会の自転車保険制度
詳細は下記を検索、または右のQRコードから



全日本交通安全協会 自転車会員 検索

※ このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）がありコンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険等の特約もあります。